

日本計量新報

計測と科学
創刊1951年
日本計量協会
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
TEL: 03-5561-1111 FAX: 03-5561-1112
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
TEL: 03-5561-1111 FAX: 03-5561-1112

Yamato
業界初の振動除去機構を
搭載で作業効率アップ
デジタル式上皿自動はかり

"UDS-1V/1VD"



天和産業株式会社
電話 076(8)918-9577

11月1日は計量記念日

全国各地で計量の大切さ宣伝する行事開催

計量全国大会は東京で式典と記念行事
「何でもはかってみようコンテスト」など発表表彰

11月1日は計量記念日。1日を中心に、10月末から11月いっぱい、全国各地で計量記念日行事が実施される。東京都の計量行政機関と計量団体は例年「都民計量のひろば」を開催し、親しまれている。本紙(③面)で紹介のように、全国各地で地域計量行政機関と計量団体が協力し、計量記念日に関連づけて計量への関心を高める行事が実施される。経済産業省と計量関連団体(計量記念日組織委員会)は共同で「計量記念日全国大会」を11月1日、東京の虎ノ門パストラルで開催する。

本紙が紹介している全国的に計量の大切さを宣伝した国の計量記念日行事は、毎年実施されているものが多く、それぞれの地元で定着している。広報にも力を入れており、電光掲示板による計量記念日のアピールや、県や市の広報誌で計量記念日や計



2004年計量記念日全国大会 計量記念日式典

量の大切さを宣伝したり、横断幕や垂れ幕などが多く、それぞれの地元で定着している。広報にも力を入れており、電光掲示板による計量記念日のアピールや、県や市の広報誌で計量記念日や計

量の大切さを宣伝したり、横断幕や垂れ幕などが多く、それぞれの地元で定着している。広報にも力を入れており、電光掲示板による計量記念日のアピールや、県や市の広報誌で計量記念日や計

量の大切さを宣伝したり、横断幕や垂れ幕などが多く、それぞれの地元で定着している。広報にも力を入れており、電光掲示板による計量記念日のアピールや、県や市の広報誌で計量記念日や計

振計 計量法改正にプロジェクトチームで対応 検討結果を小委員会、WGで提案・要望

(社)日本計量振興協会 要望していることとして(日計振、飯塚幸三(会長)は、計量行政審議会では1年。全体委員会は3回程度開くこととしている。

ム(P.T)を設置して対応している。P.Tでの検討結果は、計量行政審議会(計量士会)の調査委員会や3つの調査委員会、I.Qマーク調査委員会、トレーディンググループ(WG)の委員を通じて提案、調査対応委員会、トレー

た。同会会員からは、地域ブロック会議などで「ゼ」ひ日計振は、私たちの意見をまとめて審議に反映させてもらいたい」との要望が出されていた。

P.Tでの検討内容は、①検定検査制度、②商品量目制度、③適正計量管理制度、④商品マーク制度、⑤計量標準供給とトレーサビリティ、⑥計量士の活用、⑦その他。

P.Tの委員はつぎのとおり。○印は計量制度検討小委員会または同ワーキンググループの委員。
【委員長】○石井正国(社)神奈川県計量協合理事
【委員】▽阿知波正之(愛知県計量士会副会長) ○印南武雄(日計振常務理事)▽桑山重光(東京計量士会理事)▽笹尾利昭(社)群馬県計量協合理事(社)菅沼隆夫(神奈川県計量士会)・(社)Jオイルミルズ▽宮極孝昭(東京計量士会理事)▽藤田

部ソフト開発部担当部長の安藤育氏が「進化するカーナビゲーション」位置認識からエンタティメントまで」と題して特別講演する。

公募した「何でもはかってみようコンテスト」と「計量啓発標語」が発表、表彰される。

の。選考した委員の一人は「応募数は14件と少なかったが、内容的には充実したものが多く、応募の全部を紹介したいぐらいだ」と述べている。

午後5時からレセプションが開催される。

日本で唯一のトラック用
マットスケール 軸重 30t ±

日本ダイナマット株式会社

〒173-0836 東京都板橋区新板橋1-1-1
TEL: 03-3561-2031

大会プログラム
◇計量記念日式典(13時30分) ◇開会の辞
◇経済産業大臣式辞▽経済産業大臣表彰状授与▽受章者代表謝辞▽閉会の辞
▽記念撮影
◇記念行事(14時30分) ◇組織委員長の挨拶
◇何でもはかってみようコンテスト表彰及び発表
◇計量啓発標語表彰▽計量記念日特別講演
◇レセプション(17時)

益司(社)埼玉県計量協会 事務局長 ▽森安地涌一(千葉県計量協会事務局) 河任春樹(日計振専務理事) ○山領泰行(株)ミツ事)▽関口幸雄(日計振) トヨ品質保証室長) ○横尾明幸(東京計量士会 計振総務部課長)

今週の主な記事
計量記念日行事、日計振・計量法改正P.T設置
第2WG第2回会合、改正諮問を鏡にして計量法を定める(②面)
2005全国計量記念日行事
第一計器新製品、型式承認の更新手続き
寄稿・養輪壽蔵氏「計量法改正正感」(④面)
寄稿・日高鉄也氏「計量別の美しい流れを訪ねる」(⑤面)
資料・計量行政審議会2005年度第1回議事録(⑥面)
私の履歴書・齊藤勝夫(社)計量士会(⑦面)
国際包装機械展、谷田大輔氏書展、計報・堀江秀雄氏(⑧面)
富山計量展が出版者募集、新製品ニュース(⑧面)

第2WG第2回会合開く

適管事業所の現況、消費者の計量意識、論点整理

計量制度検討小委員会第2ワーキンググループ(WG)第2回会合が10月18日、経済産業省で行われた。

第2WGは量目規制のあり方を検討する。議題1として、委員のみに第1回会議事録(案)が配布され、内容を確認した。委員の異議はなく承認された。

議題2は、適正計量管理事業所の現状について。流通業から(株)伊勢丹品質管理室計量担当恵田豊マナー(株)東京工場田中秀夫マナー(株)を招き、業務内容や計量法上の留意点を紹介した。

伊勢丹は、首都圏7店舗を4名の計量士で担当している。計量器は7店舗合計で1247個。計量士1人あたりの計量器の延べ検査数は1446台、商品量目検査数は5469点にのぼる。商品量目検査の商品不適正率を比べると、300ml未満のスーパー等が4.3%、高率で適正計量が守られている。量目検査の際は必ずラベル表記を確認して、名称、原産地等を明示するJAS法(農林水産省管轄)に関わる誤記がないか、併せて点検している。

同室では、ギフト商品の適正包装検査や非法定計量単位での表示の是正なども行っている。正月用品などでは実際に買い取り、開封

検査を行い、量目不足の場合、店頭から一斉に撤去する。ジーンズのサイズは非法定計量単位であるインチ表示が浸透しているが、同店ではcmに置き換えて表示している。また、物産展が開催されると、お米など食品の計り売りや伝統工芸品の計り売りや伝統工芸品の計り売りなど、今も尺貫法の単位が見受けられるので、計量法に触れない表記にするよう指導している。

社員教育は現場重視で、日常の中で計量に対する意識付けを行っている、と勤務時間が不規則な流通業ならではの方針を述べた。適管事業所は人件費などコストがかかるわりに、目に見えるメリットはない。顧客の安心を担保する制度だと思っ運営しているが、より消費者に知られるよう、啓発活動を積極的にしてもらいたい。適管事業所になっても、立入検査を受けることがある。適管事業所であることを信頼してほしい、と要望した。

計量管理主任者養成講習会や、月度点検や分銅校正など、一般社員を対象にした計量管理教育も実施する。同社における適管事業所のメリットは2つ。特定計量器の定期持込検査免除事項のメリットは2つ。特定計量器の定期持込検査免除事項のメリットは2つ。特定計量器の定期持込検査免除事項のメリットは2つ。

計量管理主任者養成講習会や、月度点検や分銅校正など、一般社員を対象にした計量管理教育も実施する。同社における適管事業所のメリットは2つ。特定計量器の定期持込検査免除事項のメリットは2つ。特定計量器の定期持込検査免除事項のメリットは2つ。

計量管理主任者養成講習会や、月度点検や分銅校正など、一般社員を対象にした計量管理教育も実施する。同社における適管事業所のメリットは2つ。特定計量器の定期持込検査免除事項のメリットは2つ。特定計量器の定期持込検査免除事項のメリットは2つ。

計量管理主任者養成講習会や、月度点検や分銅校正など、一般社員を対象にした計量管理教育も実施する。同社における適管事業所のメリットは2つ。特定計量器の定期持込検査免除事項のメリットは2つ。特定計量器の定期持込検査免除事項のメリットは2つ。

計量管理主任者養成講習会や、月度点検や分銅校正など、一般社員を対象にした計量管理教育も実施する。同社における適管事業所のメリットは2つ。特定計量器の定期持込検査免除事項のメリットは2つ。特定計量器の定期持込検査免除事項のメリットは2つ。

計量管理主任者養成講習会や、月度点検や分銅校正など、一般社員を対象にした計量管理教育も実施する。同社における適管事業所のメリットは2つ。特定計量器の定期持込検査免除事項のメリットは2つ。特定計量器の定期持込検査免除事項のメリットは2つ。

計量管理主任者養成講習会や、月度点検や分銅校正など、一般社員を対象にした計量管理教育も実施する。同社における適管事業所のメリットは2つ。特定計量器の定期持込検査免除事項のメリットは2つ。特定計量器の定期持込検査免除事項のメリットは2つ。

計量管理主任者養成講習会や、月度点検や分銅校正など、一般社員を対象にした計量管理教育も実施する。同社における適管事業所のメリットは2つ。特定計量器の定期持込検査免除事項のメリットは2つ。特定計量器の定期持込検査免除事項のメリットは2つ。

計量法の改正の諮問が2005年7月22日付で計量法157条の規定に従って、経済産業大臣から計量行政審議会に対して行われ、26日計量行政審議会が開かれた。

計量行政審議会が行う仕事の内容を規定する条文は数年前に改正され、現行の計量法157条になっている。以前の規定との違いは、計量行政審議会の権能の大幅な縮小である。2001年7月18日開催の計量行政審議会では計量行政審議会運営規定について「審議され、現行の計量行政審議会の任務が決められた。この計量行政審議会の見直しは、中央官庁再編の一環と

上を占めたが、3割が計ることに関心を持っておらず、計量法を知らないという回答も同じく3割にのぼった。しかし、内容量表示については96%がg、mlの表示をすべきと回答し、購入の際重視する商品の表示事項(複数回答可)は賞味期限(181名)に次いで内容量(141名)が多かった。

92の自由意見が寄せられた中で、このアンケートではじめて計量に関心をもち、という趣旨の意見が、10数個あった。計量制度に対する広報の必要性を訴える意見も見られた。

計量法の改正の諮問が2005年7月22日付で計量法157条の規定に従って、経済産業大臣から計量行政審議会に対して行われ、26日計量行政審議会が開かれた。

計量行政審議会が行う仕事の内容を規定する条文は数年前に改正され、現行の計量法157条になっている。以前の規定との違いは、計量行政審議会の権能の大幅な縮小である。2001年7月18日開催の計量行政審議会では計量行政審議会運営規定について「審議され、現行の計量行政審議会の任務が決められた。この計量行政審議会の見直しは、中央官庁再編の一環と

計量行政審議会が行う仕事の内容を規定する条文は数年前に改正され、現行の計量法157条になっている。以前の規定との違いは、計量行政審議会の権能の大幅な縮小である。2001年7月18日開催の計量行政審議会では計量行政審議会運営規定について「審議され、現行の計量行政審議会の任務が決められた。この計量行政審議会の見直しは、中央官庁再編の一環と

計量行政審議会が行う仕事の内容を規定する条文は数年前に改正され、現行の計量法157条になっている。以前の規定との違いは、計量行政審議会の権能の大幅な縮小である。2001年7月18日開催の計量行政審議会では計量行政審議会運営規定について「審議され、現行の計量行政審議会の任務が決められた。この計量行政審議会の見直しは、中央官庁再編の一環と

計量行政審議会が行う仕事の内容を規定する条文は数年前に改正され、現行の計量法157条になっている。以前の規定との違いは、計量行政審議会の権能の大幅な縮小である。2001年7月18日開催の計量行政審議会では計量行政審議会運営規定について「審議され、現行の計量行政審議会の任務が決められた。この計量行政審議会の見直しは、中央官庁再編の一環と

計量行政審議会が行う仕事の内容を規定する条文は数年前に改正され、現行の計量法157条になっている。以前の規定との違いは、計量行政審議会の権能の大幅な縮小である。2001年7月18日開催の計量行政審議会では計量行政審議会運営規定について「審議され、現行の計量行政審議会の任務が決められた。この計量行政審議会の見直しは、中央官庁再編の一環と

第2WGに関する主要論点整理が議題4として行われた。

商品量目規制については、①量目取締りの手続きの整備等による制度執行の実効性の向上、②国民の積極的参画、③関係官庁における連携の推進が挙げられた。具体的施策として、①は抜き打ち検査などの強化、不正事業者公表などのカイドライン策定、地方自治体が計量士を活用した立入検査をより多く実施する。②は消費者による計量に関する通報・監視制度の整備、地域の実情を踏まえた上で、商品量目制度における規制の重点を置く対象を設定する。③は他法令に

基づく立入検査などと相乗効果を図ることで、行政の効率化をはかる。適正計量管理事業所制度については、①適正計量管理事業所への更なるインセンティブ(誘因)、②新たなマーク制度の創設の2点。①は適管事業所への立入検査の免除、また適管事業所の審査に民間の認証機関を活用する。②は一般の適管事業所と、より正確な計量等に配慮した新適正計量管理事業所(仮称)を区別するマークを設ける。その他、商品に対するマーク制度の検討が挙げられた。これに対し、委員が意見を述べた。

その実施体制が順調なのか、不具合箇所があるかなど、実態を把握できる立場にあり、是正すべき事項についてその考えを持つこともあることだろう。また計量法が規定する内容(計量制度)が、経済・社会の発展の根拠として度量衡単位の統一が必要であると考えて、地球を回る衛星の月と同一ように国際度量衡委員会などの会合に出席するために地球を駆け回った。

計量法156条(計量行政審議会) 第百五十六条 経済産業省は、計量行政審議会(以下「審議会」という)を置く。

審議会は、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。

審議会は、学識経験を有する者のうちから、経済産業大臣が任命する会長一人及び委員十九人以内で組織する。

前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、経済産業省で定める。

計量法157条(計量器の検査) 第百五十七条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

計量器の検査に関する事項は、経済産業省で定める。

計量行政審議会の役割が変わった

「日本計量新報」論説員 横田俊英

それまでは、計量行政審議会が日本の計量制度を定める計量法の基本設計をする場になっていた。計量に関する重要な事項について、大臣の諮問に応じて答申することにも、通商産業大臣(当時)に建議することも任務の一つだったのである。審議会の再編成で、計量行政審議会は引き続き存続することになったが、計量に関する大きな枠組みの変更(法律改正など)については産業構造審議会へ

移管された。経済産業大臣が計量法の基本的な設計をして1999年4月27日中央官庁等改革推進本部による「審議会等の整理合理化に関する指針」によるものである。計量行政審議会が日本の計量制度を定める計量法の基本設計をする場になっていた。計量に関する重要な事項について、大臣の諮問に応じて答申することにも、通商産業大臣(当時)に建議することも任務の一つだったのである。審議会の再編成で、計量行政審議会は引き続き存続することになったが、計量に関する大きな枠組みの変更(法律改正など)については産業構造審議会へ

移管された。経済産業大臣が計量法の基本的な設計をして1999年4月27日中央官庁等改革推進本部による「審議会等の整理合理化に関する指針」によるものである。計量行政審議会が日本の計量制度を定める計量法の基本設計をする場になっていた。計量に関する重要な事項について、大臣の諮問に応じて答申することにも、通商産業大臣(当時)に建議することも任務の一つだったのである。審議会の再編成で、計量行政審議会は引き続き存続することになったが、計量に関する大きな枠組みの変更(法律改正など)については産業構造審議会へ

移管された。経済産業大臣が計量法の基本的な設計をして1999年4月27日中央官庁等改革推進本部による「審議会等の整理合理化に関する指針」によるものである。計量行政審議会が日本の計量制度を定める計量法の基本設計をする場になっていた。計量に関する重要な事項について、大臣の諮問に応じて答申することにも、通商産業大臣(当時)に建議することも任務の一つだったのである。審議会の再編成で、計量行政審議会は引き続き存続することになったが、計量に関する大きな枠組みの変更(法律改正など)については産業構造審議会へ

移管された。経済産業大臣が計量法の基本的な設計をして1999年4月27日中央官庁等改革推進本部による「審議会等の整理合理化に関する指針」によるものである。計量行政審議会が日本の計量制度を定める計量法の基本設計をする場になっていた。計量に関する重要な事項について、大臣の諮問に応じて答申することにも、通商産業大臣(当時)に建議することも任務の一つだったのである。審議会の再編成で、計量行政審議会は引き続き存続することになったが、計量に関する大きな枠組みの変更(法律改正など)については産業構造審議会へ

移管された。経済産業大臣が計量法の基本的な設計をして1999年4月27日中央官庁等改革推進本部による「審議会等の整理合理化に関する指針」によるものである。計量行政審議会が日本の計量制度を定める計量法の基本設計をする場になっていた。計量に関する重要な事項について、大臣の諮問に応じて答申することにも、通商産業大臣(当時)に建議することも任務の一つだったのである。審議会の再編成で、計量行政審議会は引き続き存続することになったが、計量に関する大きな枠組みの変更(法律改正など)については産業構造審議会へ

移管された。経済産業大臣が計量法の基本的な設計をして1999年4月27日中央官庁等改革推進本部による「審議会等の整理合理化に関する指針」によるものである。計量行政審議会が日本の計量制度を定める計量法の基本設計をする場になっていた。計量に関する重要な事項について、大臣の諮問に応じて答申することにも、通商産業大臣(当時)に建議することも任務の一つだったのである。審議会の再編成で、計量行政審議会は引き続き存続することになったが、計量に関する大きな枠組みの変更(法律改正など)については産業構造審議会へ

移管された。経済産業大臣が計量法の基本的な設計をして1999年4月27日中央官庁等改革推進本部による「審議会等の整理合理化に関する指針」によるものである。計量行政審議会が日本の計量制度を定める計量法の基本設計をする場になっていた。計量に関する重要な事項について、大臣の諮問に応じて答申することにも、通商産業大臣(当時)に建議することも任務の一つだったのである。審議会の再編成で、計量行政審議会は引き続き存続することになったが、計量に関する大きな枠組みの変更(法律改正など)については産業構造審議会へ

計量法の改正の諮問が2005年7月22日付で計量法157条の規定に従って、経済産業大臣から計量行政審議会に対して行われ、26日計量行政審議会が開かれた。

計量行政審議会が行う仕事の内容を規定する条文は数年前に改正され、現行の計量法157条になっている。以前の規定との違いは、計量行政審議会の権能の大幅な縮小である。2001年7月18日開催の計量行政審議会では計量行政審議会運営規定について「審議され、現行の計量行政審議会の任務が決められた。この計量行政審議会の見直しは、中央官庁再編の一環と

JCSS 0094

液柱型圧力計
本柱、本柱柱

重錘型圧力計
気体 絶対圧から
液体 500MPaまで

各種圧力計のJCSS校正
ができます。

デジタル気圧計

要な事項は、経済産業省で定める。

【計量法157条】
第百五十七条 経済産業大臣は、次の場合には、審議会に諮問しなければならない。

一 第二条第一項第二号若しくは第四項、第三条、第四条第一項若しくは第二項、第五項、第六項、第七項、第八項、第九項、第十項、第十一項、第十二項、第十三項、第十四項、第十五項、第十六項、第十七項、第十八項、第十九項、第二十項、第二十一項、第二十二項、第二十三項、第二十四項、第二十五項、第二十六項、第二十七項、第二十八項、第二十九項、第三十項、第三十一項、第三十二項、第三十三項、第三十四項、第三十五項、第三十六項、第三十七項、第三十八項、第三十九項、第四十項、第四十一項、第四十二項、第四十三項、第四十四項、第四十五項、第四十六項、第四十七項、第四十八項、第四十九項、第五十項、第五十一項、第五十二項、第五十三項、第五十四項、第五十五項、第五十六項、第五十七項、第五十八項、第五十九項、第六十項、第六十一項、第六十二項、第六十三項、第六十四項、第六十五項、第六十六項、第六十七項、第六十八項、第六十九項、第七十項、第七十一項、第七十二項、第七十三項、第七十四項、第七十五項、第七十六項、第七十七項、第七十八項、第七十九項、第八十項、第八十一項、第八十二項、第八十三項、第八十四項、第八十五項、第八十六項、第八十七項、第八十八項、第八十九項、第九十項、第九十一項、第九十二項、第九十三項、第九十四項、第九十五項、第九十六項、第九十七項、第九十八項、第九十九項、第一百項。

【計量法156条】
第百五十六条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法155条】
第百五十五条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法154条】
第百五十四条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法153条】
第百五十三条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法152条】
第百五十二条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法151条】
第百五十一条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法150条】
第百五十条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法149条】
第百四十九条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法148条】
第百四十八条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法147条】
第百四十七条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法146条】
第百四十六条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法145条】
第百四十五条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法144条】
第百四十四条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法143条】
第百四十三条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法142条】
第百四十二条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法141条】
第百四十一条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法140条】
第百四十条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法139条】
第百三十九条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法138条】
第百三十八条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法137条】
第百三十七条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法136条】
第百三十六条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法135条】
第百三十五条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法134条】
第百三十四条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法133条】
第百三十三条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法132条】
第百三十二条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法131条】
第百三十一条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法130条】
第百三十条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法129条】
第百二十九条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法128条】
第百二十八条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法127条】
第百二十七条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法126条】
第百二十六条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法125条】
第百二十五条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法124条】
第百二十四条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法123条】
第百二十三条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法122条】
第百二十二条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法121条】
第百二十一条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法120条】
第百二十条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法119条】
第百十九条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法118条】
第百十八条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法117条】
第百一十七条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法116条】
第百一十六条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法115条】
第百一十五条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法114条】
第百一十四条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法113条】
第百一十三条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法112条】
第百一十二条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法111条】
第百一十一条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法110条】
第百一十条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法109条】
第百九十九条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法108条】
第百九十八条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法107条】
第百九十七条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法106条】
第百九十六条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法105条】
第百九十五条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法104条】
第百九十四条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法103条】
第百九十三条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法102条】
第百九十二条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法101条】
第百九十一条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法100条】
第百九十条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法99条】
第百八十九条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法98条】
第百八十八条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法97条】
第百八十七条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法96条】
第百八十六条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法95条】
第百八十五条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法94条】
第百八十四条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法93条】
第百八十三条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法92条】
第百八十二条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法91条】
第百八十一条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法90条】
第百八十条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法89条】
第百七十九条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法88条】
第百七十八条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法87条】
第百七十七条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法86条】
第百七十六条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法85条】
第百七十五条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法84条】
第百七十四条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法83条】
第百七十三条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法82条】
第百七十二条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法81条】
第百七十一条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法80条】
第百七十条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法79条】
第百六十九条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法78条】
第百六十八条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法77条】
第百六十七条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法76条】
第百六十六条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法75条】
第百六十五条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法74条】
第百六十四条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法73条】
第百六十三条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法72条】
第百六十二条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法71条】
第百六十一条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法70条】
第百六十条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法69条】
第百五十九条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法68条】
第百五十八条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法67条】
第百五十七条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法66条】
第百五十六条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法65条】
第百五十五条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法64条】
第百五十四条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法63条】
第百五十三条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法62条】
第百五十二条 経済産業省は、計量器の検査に関する事項を処理する。

【計量法61条】
第百五十一条